

障第1365号
平成31年2月21日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の
施行について（施行通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
なお、標記の省令の改正に伴い、同様の改正内容において「岐阜県児童福祉施設の設備
及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第90号）を改正し、平成
31年4月1日に施行予定であることを合わせてお知らせします。

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	小林
電話	058-272-1111 内 2686・2616		
FAX	058-278-2643		